

# 社会福祉法人 光風会

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 光風会役員等に対する報酬及び費用弁償の額及びその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員等)

第2条 前条に規程する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) その他理事長が必要と認めた者

(報酬額)

第3条 役員等の報酬の額は次の通りとし、評議員会、理事会、会計監査に出席した場合に支給する。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 評議員、理事、監事      | 1回 7,000円 |
| (2) その他理事長が必要と認めた者 | 1回 7,000円 |

2. ただし、前項の規程は同日、2つ以上の会議が開催された場合は1回とする。

(旅費)

第4条 役員等が出張した場合には、光風会職員の支給額に準じて旅費を支給する。

第5条 理事長及び事業の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成13年11月29日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。